

2020年4月から…

喫煙のルールが変わります。

《国の改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例、全面施行》

【新たなルール】

- ◆ 2020年4月1日からは、全ての施設において、原則屋内禁煙（基準を守った喫煙室でのみ、喫煙可能）。喫煙室には、20歳未満の方の立入は禁止。適切な標識の掲示が必要。
- ※ 従業員の有無等により、下記のとおり対策が異なります。

【従業員がいる飲食店】

●店内禁煙にする



要件・基準等なし

●喫煙専用室を設置する ＝喫煙室内での飲食等は不可



・店内の一部に設置可 ・たばこ全般の喫煙可

●指定たばこ専用喫煙室を設置する ＝喫煙室内での飲食等も可



・店内の一部に設置可 ・加熱式たばこのみ喫煙可
・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示

【従業員がいない飲食店】 2020年4月1日時点で既に営業／客席面積100㎡以下／中小または個人経営 も要件です。

●店内禁煙にする



要件・基準等なし

●喫煙可能室を設置する＝喫煙室内での飲食等も可



・店内の一部又は全部に設置可 ・たばこ全般の喫煙可
・保健所に届出が必要《下枠内参照》
・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示
・要件を満たすことを示す書類を保管(裏面参照)
※従業員がいない飲食店の場合も、喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室の設置が可能です。

- ・喫煙可能室を設置した場合は、管轄の保健所に届出をしてください。
(2020年1月6日(月)から、制度開始に先立ち届出の受理を開始します。)

- ・届出様式や手続き方法等は、
東京都のホームページでご確認ください。

東京都受動喫煙防止条例



- ・様式は保健所で受け取れます。国と都の2種類の様式がありますのでご注意ください。

忘れずに
喫煙可能室設置の
届出を！

- 店頭表示・・・2019年9月1日から、飲食店の店頭表示が義務付けられていますので、「店内禁煙」か「喫煙場所がある」かの標識を掲示してください。
- 屋内禁煙・・・2020年4月1日までに、お店を禁煙にするか、基準に沿った喫煙室を整備するかを決めて、対策(標識掲示・基準に沿った喫煙室設置等)をとってください。

⇒ 新制度に沿った対策をとったお店から、新制度に合わせた標識に貼り換えてください。

喫煙可能室を設置した方は書類の保管をお願いします。

保管書類の例(届出の際の添付は不要です。)

- ・既存施設…営業開始日がわかる営業許可書 等
- ・客席面積…客席面積がわかる図面 等
- ・経営規模…資本金又は出資額が5,000万円以下であることがわかる登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット 等
- ・従業員…いないこと(賃金の支払がないこと)がわかる確定申告書、同居の親族であることがわかる住民票 等

☆「従業員」とは…

労働基準法第9条に規定する労働者(正社員、契約社員、アルバイト、パート等(同居の親族のみを使用する場合は除く。))

※喫煙目的室(シガーバー等に設置可能)＝喫煙室内での飲食等も可

- ・喫煙を主目的とし、国の政令に定める要件を満たした場合は、喫煙目的室を設置できます。



- ・店内の一部又は全部に設置可
- ・たばこ全般が喫煙可
- ・お店の広告・宣伝の際に、喫煙室設置を明示
- ・要件を満たすことを示す帳簿(書類)を保管(製造たばこ小売販売業許可の書類等)

<要件>

- ・たばこの対面販売(対面による出張販売)をしていること(製造たばこ小売販売業の許可を得ていない飲食店が、たばこ屋からたばこを買い置きして、お客様にたばこを販売するケースは認められません。)
- ・主食にあたる米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類、ピザパイ、お好み焼き等を主に提供していないこと

■喫煙室には、共通の技術的基準があります。

- ① 出入口において、喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

《経過措置について》 *経過措置期間は未定

建物の構造上の問題等で、屋外に排気できない場合は、上記①②に加え、

- 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること
- 浄化により室外に排気される空気における浮遊粉じん₁₀の量が0.015mg/m³であること

を満たす脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、たばこの煙を十分に浄化して喫煙室外に排気してください。

屋内全部を喫煙可能とする喫煙可能店の場合は②のみ遵守

■喫煙専用室・指定たばこ専用喫煙室を設置する際の補助金があります。

設置に必要な整備費、工事費等に対する補助制度があります。(時期により申請を締め切っている場合があります。)
補助の活用を検討されている場合は、お早めに下記「受動喫煙防止対策専用相談窓口」にご連絡ください。
*交付決定前に工事の契約・施工をしてしまうと、補助対象外となります。

ご不明な点は、

受動喫煙防止対策専用相談窓口

0570-069690 (もくもくゼロ)

月～金曜日 9時～17時45分(祝日・年末年始除く)

無料(通話料のみかかります)

またはホームページまで!

東京都受動喫煙防止条例



オール東京で、 受動喫煙防止対策

